

カレコ・カーシェアリングクラブ 会員規約の改定について(詳細)

下記の項目について、社内規定の見直しにつき、当クラブの会員規約および貸渡約款を改定いたします。「旧」に記載されている内容から、「新」の内容に変更となります。
2015年7月13日から施行します。

No	該当条項	変更内容	
1	貸渡約款 第22条	旧	<p>会員は、シェアカーに車両位置情報システムが搭載されており、当社所定のシステムにシェアカーの現在位置等が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <p>(1) 貸渡契約の終了時に、シェアカーが所定のステーションに返還されたことを確認する場合。</p> <p>(2) 第23条第1項に該当する場合その他本サービスの管理のため、シェアカーの現在位置等を、車両位置情報システムにより当社が認識する必要があると当社が判断した場合。</p> <p>(3) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。</p> <p>(4) 法令又は政府機関等により開示が要求された場合。</p>
		新	<p>会員は、シェアカーにシェアカーの位置情報、事故発生時の映像、運転状況等(以下「車両情報」という。)を記録する情報機器が搭載されており、これらの車両情報が記録されること、および当社が記録された車両情報を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <p>(1) <u>本サービスの提供・管理のために車両の位置情報、会員の運転状況等を確認する必要があると当社が判断した場合</u></p> <p>(2) <u>事故が発生した場合にその状況を把握するため</u></p> <p>(3) <u>会員に対して提供するサービス・商品の品質向上のためのマーケティング分析に利用する場合</u></p> <p>(4) 法令又は政府機関等により開示が要求された場合</p>
2	会員規約 第3条	旧	<p>会員は、個人、法人のいずれも申込むことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となつていただくことはできません。</p> <p>(1) 個人会員において、シェアカーの運転に必要な運転免許を有していないとき。</p> <p>(2) 個人会員において、入会申込者が18歳未満であるとき。なお、未成年の入会については親権者の同意を必要とします。</p> <p>(3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。</p> <p>(4) 個人会員において、入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届出たクレジットカード番号が、クレジット会社により無効扱いとされているとき、当社が承認したクレジット会社のものでないとき、又はデビットカードの番号等でクレジットカードの番号でないとき。</p> <p>(5) 本規約、又は貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(6) 指定暴力団、指定暴力団関係団体及びその構成員又は関係者、その他反社会的組織に属しているとき。</p> <p>(7) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p>
		新	<p>会員は、個人、法人のいずれも申込むことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となつていただくことはできません。</p> <p>(1) 個人会員において、シェアカーの運転に必要な運転免許を有していないとき。</p> <p>(2) 個人会員において、入会申込者が18歳未満であるとき。なお、未成年の入会については親権者の同意を必要とします。</p> <p>(3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。</p> <p>(4) 個人会員において、入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届出たクレジットカード番号が、クレジット会社により無効扱いとされているとき、当社が承認したクレジット会社のものでないとき、又はデビットカードの番号等でクレジットカードの番号でないとき。</p> <p>(5) 本規約、又は貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(6) <u>暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれに準ずる構成員(以下「反社会的勢力」という。)であるとき。</u></p> <p>(7) <u>自らの役員(業務を執行するは社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力であるとき。</u></p> <p>(8) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p>
3	会員規約 第14条第1項	旧	<p>1. 会員等が以下に定める事由に該当するときは、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し、会員契約を解除すること、又は、会員契約を解除することなく本契約に基づく本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、これらの場合、当社は同時に貸渡約款に基づくシェアカーの貸渡契約を解除することができるものとし(会員契約の解除の如何にかかわらず)、シェアカーの貸渡契約を解除された会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>(1) 入会金、固定料金、本サービスの利用料金、その他費用、その他会員が当社に対して負担する債務の履行を怠ったときその他本規約に違反したとき又は貸渡約款について違反があったとき。</p> <p>(2) 当社への虚偽の申請があったとき。</p> <p>(3) 第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。</p> <p>(4) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカード、及び銀行の指定口座の利用が停止させられたとき。</p> <p>(5) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け、又はこれらの申立もしくは処分を受くべき事由を生じたとき。</p> <p>(6) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続(会員契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をしたとき。</p> <p>(7) 合併によらず解散したとき。</p> <p>(8) 行為能力又は権利能力を喪失したとき。</p> <p>(9) 当社又は他会員などの第三者への損害が認められたとき。</p> <p>(10) 本サービス利用に際し複数回の事故を起こしたとき、当社以外のカーシェアリングサービス又はレンタカー利用において複数回の事故歴を有しているとき、その他会員の運転技術が未熟であると当社が判断したとき</p> <p>(11) その他、本サービスの利用の継続が不適当であると当社が認めたとき。</p>
		新	<p>会員又は登録運転者が以下に定める事由に該当するときは、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し、会員契約を解除すること、又は、会員契約を解除することなく本契約に基づく本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、これらの場合、当社は同時に貸渡約款に基づくシェアカーの貸渡契約を解除することができるものとし(会員契約の解除の如何にかかわらず)、シェアカーの貸渡契約を解除された会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</p> <p>(1) 入会金、固定料金、本サービスの利用料金、その他費用、その他会員が当社に対して負担する債務の履行を怠ったときその他本規約に違反したとき又は貸渡約款について違反があったとき。</p> <p>(2) 当社への虚偽の申請があったとき。</p> <p>(3) 第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。</p> <p>(4) <u>反社会的勢力に自己の名義を使用させていたとき。</u></p> <p>(5) <u>脅迫的な言動もしくは暴力行為を行ったとき</u></p> <p>(6) <u>自ら又は第三者を利用して、偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為を行ったとき。</u></p> <p>(7) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカード、及び銀行の指定口座の利用が停止させられたとき。</p> <p>(8) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け、又はこれらの申立もしくは処分を受くべき事由を生じたとき。</p> <p>(9) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続(会員契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をしたとき。</p> <p>(10) 合併によらず解散したとき。</p> <p>(11) 行為能力又は権利能力を喪失したとき。</p> <p>(12) 当社又は他会員などの第三者への損害が認められたとき。</p> <p>(13) 本サービス利用に際し複数回の事故を起こしたとき、当社以外のカーシェアリングサービス又はレンタカー利用において複数回の事故歴を有しているとき、その他会員の運転技術が未熟であると当社が判断したとき</p> <p>(14) その他、本サービスの利用の継続が不適当であると当社が認めたとき。</p>
4	個人情報保護方針 「個人情報の開示・提供」	旧	<p>当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お客様よりご提供いただきました個人情報を第三者に開示、提供いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の同意がある場合 ・法令等により、関係機関より開示を求められた場合 ・人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、お客様の同意を得ることが困難な場合 ・上記のうちで、お客様個人を識別することができない状態で開示する場合
		新	<p>当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お客様よりご提供いただきました個人情報を第三者に開示、提供いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の同意がある場合 ・法令等により、関係機関より開示を求められた場合 ・人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、お客様の同意を得ることが困難な場合 ・<u>お客様個人を識別することができない状態で開示する場合</u>